

Q 1 一人親方の場合又は勤務していた会社が倒産した場合、実務経験の証明は誰が行えばよいのか。

A 1 次のいずれかの書類で証明する。

- ① 2以上の電気工事事業者等が証明する書類
- ② 電気工事工業組合等に参加している場合は、組合等が証明する書類
- ③ その他、申請者が実務経験を有することを確実に証明する書類

例：登録簿の謄本（主任電気工事士であった者は、これで3年間の実務経験の証明になる。）  
電気工事業法第26条の帳簿の写し（作業欄に氏名が記載されている帳簿に限る。）

（63資公技第1号 昭和63年12月19日）

Q 2 旧電気工事士の免状を持っているが、第一種電気工事士に書換できるのか。

A 2 現在はできません。旧電気工事士から第一種電気工事への書換は、所定の講習受け昭和63年9月1日から平成2年8月31日までに取得する事が必要でした。この間に取得しなかった方は、第二種電気工事士と読み替えて使用できます。この場合、書換の必要はありません。

Q 3 講習の受講は必要か。

A 3 第二種電気工事士については、講習は義務付けられておりません。

第一種電気工事士については、法第4条の3によりやむを得ない理由がない限り5年以内毎に講習が義務づけられています。講習を受けない理由が悪質な場合は、法第4条第6項の規定に基づき免状の返納を命ずる場合もあります。

なお、定期講習については平成25年度から（平成25年4月以降）は、複数の団体・企業が行う講習をご自分で選択して受講する制度となりました。

詳しくは、経済産業省のウェブページを参照願います。

【経済産業省ウェブページアドレス↓】

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/electric/detail/koji\\_koshu.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/koji_koshu.html)